

○京都府立大学学術報告委員会規程

(平成20年京都府立大学規程第29号)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立大学附属図書館規程（平成20年京都府立大学規程第7号）第27条第2項の規定により、京都府立大学学術報告委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 附属図書館長
- (2) 文学部、公共政策学部、生命環境科学研究科及び農学食科学部和食文化科学科から選出された、各3名、3名、6名及び1名の教員
- 2 前項第2号の委員は、所属学部又は研究科の長の内申に基づき、学長が任命する。
- 3 委員会に委員長を置き、附属図書館長をもって充てる。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項等)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、必要な事項の処理を行うものとする。

- (1) 学術報告に関する重要事項
- (2) 学術報告の予算に関する事項
- (3) 学術報告の編集、発行及び配布に関する事項
- (4) その他必要な事項

(会議の招集及び議長)

第5条 附属図書館長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 議長に事故があるときは、附属図書館長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、議長が決する。
- 3 議長が必要と認めた場合には、委員会の会議に委員以外の教職員の出席を求め、

その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、附属図書館において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行後最初に任命される第2条第2号の学術報告委員のうち、文学部から選出される学術報告委員2名、公共政策学部から選出される学術報告委員1名及び生命環境科学研究科から選出される学術報告委員3名の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。